

平成20年4月21日
区 長 決 定

豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区自治の推進に関する基本条例（平成18年豊島区条例第1号）に規定する区長等が設置する審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めることにより、区の政策形成過程における情報を区民に分かりやすく提供し、もって区民の知る権利の保障に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関
- (2) 区長等が規則、規程、要綱等により設置した会議体で、区の計画等の策定又は区行政の総合調整を主な目的とする区の政策形成に関わるもの

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。

(会議の非公開等の決定)

第4条 審議会等は、当該審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。

- (1) 法令等（法律、命令、条例又は規則をいう。以下、同じ。）の規定により非公開とされる場合
 - (2) 豊島区行政情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報（以下、「非公開情報」という。）に該当する事項について審議等を行う場合
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障があると認められる場合
- 2 審議会等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の傍聴)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者の定員を定めることができる。
- 3 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよ

う、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等を所管する事務局（以下「事務局」という。）は、公開する会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を、区ホームページに掲載するほか、区広報紙等により事前に区民に周知しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員及び傍聴の申込方法
- (6) その他事前公表が可能な事項
- (7) 問い合わせ先

(会議録の作成)

第7条 事務局は、当該会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 事務局を主管する課の名称
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 議題
- (6) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別
- (7) 会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
- (8) 会議録の公開、非公開又は一部非公開の別
- (9) 会議録を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
- (10) 出席者の氏名等
- (11) 傍聴人の数（会議を公開又は一部非公開とした場合に限る。）
- (12) 審議経過
- (13) 会議の結果
- (14) 提出された資料等
- (15) その他必要な事項

(会議録の公開)

第8条 事務局は、当該会議に係る会議録（会議資料を含む。）を、会議録の確定後速やかに、次に掲げる方法により、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 事務局での閲覧

(2) 行政情報コーナーでの閲覧及び区ホームページへの掲載

(3) その他審議会等が指定する場所での閲覧

2 前項の会議録には、原則として第7条に規定する事項を掲載する。ただし、第4条の規定により、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、当該会議録の公開方法について、当該審議会が決定するものとする。

3 審議会等は、会議録の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 事務局は、当該会議資料について、その内容が非公開情報に該当する場合を除き、閲覧に供するなど情報提供に努めなければならない。

5 第1項の規定による閲覧は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度及び翌年度の始めから2年間行うものとする。

(審議会等の概要の公開)

第9条 事務局は、当該審議会等の概要について明らかにするため、毎年4月1日現在における次に掲げる事項を、区ホームページに掲載するものとする。

(1) 審議会等の名称

(2) 設置根拠法令等

(3) 設置年月日

(4) 所掌事務

(5) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別

(6) 会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由

(7) 委員の構成

(8) 開催実績

(9) その他公表が可能な事項

(10) 問い合わせ先

2 事務局は、新たに審議会等を設置したとき、又は既に設置されている審議会等に変更等があったときは、前項に掲げる事項について、企画課長へ提出するとともに、速やかに区ホームページに掲載するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱)

第10条 審議会等の会議の公開並びに会議録の作成及び公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(補足)

第11条 この要綱の対象とならない会議についても、当該会議体の事務局は、この要綱に照らし、会議及び会議録を公開するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、平成20年4月1日以降に開催される審議会等の会議について適用する。

(会議録の指針の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、「会議録の作成に関する指針」(平成13年3月28日区長決裁)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、審議会等の会議録で現に作成されているものについては、この要綱の規定を適用する。